

職員の勤務労働条件について（小委員会交渉）

令和6年7月22日（月）

局 側：環境局総務部職員課長代理他

組合側：大阪市職員労働組合環境局支部 書記長

（局 側）

2025 年大阪・関西万博を契機として、令和7年1月からの市内全域での路上喫煙禁止に向け、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備に取り組んでいるところであり、建設局との協議により都市公園内に設置した閉鎖型喫煙所の維持管理及び問い合わせ等について、当局において対応することとした。

当該喫煙所の使用可能時間を7時から20時、問い合わせ時間を8時30分から20時としており、喫煙所の設置、維持管理を担当する事業管理課路上喫煙対策担当職員の現在の所定勤務時間では、当該喫煙所の問い合わせ受付時間に対応することができないため、これまでには、臨時的な対応として担当職員の超過勤務により対応してきたが、今後も引き続き対応であることから、担当職員によるローテーション勤務の導入について、協議をお願いしたい。

9時から17時30分までの通常の勤務時間に加え、新たに11時30分から20時までの勤務時間を設定し、路上喫煙対策担当職員のうち、公設喫煙所の設置を担当する課長代理、係長、係員による1か月単位でのローテーション勤務としたい。8時30分から9時までの間は、路上喫煙対策担当内で時差勤務を実施している職員により対応する。

（組合側）

通常の勤務時間を超える範囲で問い合わせ時間を設定した当初の協議には疑義が残るが、市内全域での路上喫煙禁止に向けて、全力で取り組んでいる中、建設局との協議を振り出しに戻すことが困難であることは一定理解できる。

担当職員による超過勤務ありきの勤務時間を継続するわけにはいかないので、今回、申し入れのあったローテーション勤務の導入については、承知した。

しかしながら、路上喫煙対策担当に限らず、職員の勤務労働条件に係る事項については、今後も誠意をもって協議するよう要請しておく。

（局 側）

承知した。職員の勤務労働条件に係る事項については、誠意をもって協議したいと考えているので、ご理解とご協力をお願いしたい。